

## 計画の体系について

### 1 交通安全実施計画の性格

- (1) 交通安全対策基本法の規定に基づき、毎年度、都道府県交通安全対策会議が作成するもので、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画である。（法第25条第3項）
- (2) 交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、区市町村の長に通知しなければならない。（法第25条第5項）

### 2 東京都交通安全実施計画の作成主体

- (1) 東京都交通安全対策会議（法第17条・都条例）

#### (2) 会議の構成

- 会長 東京都知事
  - 委員 指定地方行政機関の長、副知事、教育長、警視総監、東京都関係各局長、消防総監、区市町村の代表、知事が必要と認めて任命する者
  - 特別委員 鉄道事業者、高速道路会社等の代表
- 計 37名

(　国　)

